

岐阜市民プールの運営と管理

1 目的及び設置

水泳を通して市民の健康増進と体力の向上を図るため、北部・本荘の各市民プールを設置する。

2 根拠及び参考法令等

「岐阜市民プール条例」「岐阜市民プール条例施行規則」「岐阜市プール指導要綱」
「プールの安全標準指針～平成 19 年 3 月文部科学省・国土交通省発行～」

3 使用期間

- (1)開設期間：「岐阜市民プール条例」「岐阜市民プール条例施行規則」に基づく
(2)開設時間：10時00分～17時00分

4 中止の判断

プール開設期間中における開設中止日の決定については、下記のとおりとする。

(1) 中止の判断基準

- ①暴風・大雨・洪水等の特別警報及び警報が発令されている場合。
②光化学スモッグや落雷の危険がある場合。
③台風の接近など、天候の悪化が明らかに予測される場合。
④水温＋気温が50度未満の場合。
⑤その他、統括監が開設に不相当と判断した場合。

(2) 中止の判断時刻および決定者

- ①(1)の①②による場合は、午前8時を原則とする。ただし、開設時間中に決定する場合もある。
②(1)の④による場合は、水温＋気温が50度以上になれば開設する。
③各体育館長からの報告により体育館統括監を第一義的決定者とし、決定する。

(3) 連絡

- ・指定管理者は、8時30分までに受託業者へ、9時までに市民スポーツ課へ連絡する。

5 使用料（減免については、「岐阜市民プール条例施行規則」第5条参照。）

種 別	区 分		金 額	
個 人	普通券	大 人	1人1回	240円
		小学生・中学生	〃	120円
	回数券	大 人	11枚綴り	2,400円
		小学生・中学生	〃	1,200円
団体責任者が 引率するもの	30人以上		定料金の1割5分引	
	50人以上		〃 2割引	
	100人以上		〃 3割引	

【指定管理仕様書資料⑫】

6 運営方法

- (1) 指定管理者は、市民スポーツ課と協議し、岐阜市民プール設置の目的を達成するために、各体育館・プール監視等業務受託業者と共に安全第一かつ効率的に運営する。
- (2) 岐阜市民プール設置の目的を達成することや夏季の運動の場として身近な施設となることをねらって、7月と8月の第3日曜日に利用者全員を対象に無料開放日（プールデー）を設ける。こちらについては、「岐阜市民プール条例施行規則」第5条第6項を根拠とする。
- (3) 開場時から「50分」の遊泳と「10分」の休憩を繰り返しながら進行する。
 - ・遊泳時間の例
 - (a) 10:00～10:50 (b) 11:00～11:50 (c) 12:00～12:50 (d) 13:00～13:50
 - (e) 14:00～14:50 (f) 15:00～15:50 (g) 16:00～16:50
 - ※10:00 と 13:00 にはラジオ体操曲を流す。

7 管理方法

- (1) 指定管理者は、市民スポーツ課と協議し、プールの監視等業務（監視業務、清掃業務、衛生管理業務、機械設備運転管理業務）を受託業者に委託する。
- (2) プールを管理するにあたっては、警備業法第4条の認定を有するものとする。
- (3) プール責任者は、プール内の安全を確保するために、指定管理者の指導・助言を受けながら、プール監視等業務受託者の監督指導を行う。

8 施設の点検

(1) 使用開始前点検

今年度のプール使用開始前に、清掃後、プールの水を抜いた状態で、指定管理者、市民スポーツ課、プールの監視等業務受託業者の立会いのもと、下記のとおり点検を行う。

- ①排水口蓋等の二重構造の安全対策の確認（吸い込み防止金具等の取り付け）
- ②排水口蓋等やそれを固定しているネジ、ボルトの腐食、変形、欠落、ゆるみ等の確認
- ③排水ポンプの動作確認
- ④吐出口の安全対策確認

9 業務員の設置

主任者、監視員、事務員を置く。

10 業務員の任務

- (1) 主任者：関係機関、館長との連携を密にし、プール内の安全管理に万全を図る。
 - ①監視員の資質向上のために指導・助言をする。（スキヤニング、ZONE、監視方法等）
 - ②施設用具、水質基準等の異状を検査確認する。
 - ③管理日誌を記入し、体育館館長に提出する。
 - ④事故もしくは緊急事態については、関係機関への迅速な対応及び連絡をとるようにする。
 - ⑤遊泳時間の進行をする。
 - ⑥救命器具の取扱や救命技術を熟知すると共に、その訓練を施す。（AED講習等）
 - ⑦一定の泳力を有する。

【指定管理仕様書資料⑫】

(2) 監視員：主任者の指示に従い利用者の生命の安全、危険防止、迷惑行為防止等に最善を尽くす。

No.	内 容	No.	内 容	No.	内 容
1	出勤点呼後の開門	2	利用者への安全確認と指導	3	救命器具の取り扱い
4	水温、気温、残留塩素等の測定	5	身体、精神障がい者への配慮	6	救命技術を熟知する
7	更衣室、便所等の清掃	8	保護者同伴でない幼児の発見	9	AEDの取り扱い
10	毒剤の注入及び投入	11	指導、連絡事項の伝達	12	一定の泳力を有する
13	浄化装置の点検、確認	14	プールサイドの衛生管理	15	プールへの給水
16	危険、迷惑行為の注意と指導				

《監視員の配置及び担当区分》

- ・ 定位置監視員：定位置にあつて 25m プール、幼児プールを監視する。
- ・ 移動監視員：水泳場を巡回し、利用者の安全確保や規則違反者に対する指導、注意をする。

《監視員の服装》

- ・ 指示されたユニフォーム、帽子を着用し、監視員と一見して識別できるようにする。(水着着用)
- ・ 笛やメガホンを携帯する。

《監視員の交代》

- ・ 60分ごとに定位置監視員と移動監視員を交替し、適正な休憩をとる。

(3) 事務員：館長の指示に従って窓口業務の円滑化、利用者の便を図るために最善の努力をする。

- ①入場券の発売と金銭整理 ②年齢等の確認 ③拾得物の処理
④電話の応対 ⑤窓口での説明と案内 ⑥事務室の後始末と清掃 ⑦その他

11 監視員等の教育・訓練

(1) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理にかかわる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての業務員に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。

(2) 教育内容には、次の項目を含むようにする。

- ①プールの構造及び維持管理
②プール施設内での事故防止対策
③事故発生等緊急時の措置と救護
④緊急事態の発生を想定した実地訓練
⑤循環または起流ポンプの停止方法の確認

(3) 訓練内容には、次の項目を必ず含むようにする。

- ①飛び込み事故を想定したもの
②溺水事故等を想定したもの
③排水口における吸い込み事故を想定したもの
④排水口の異常等を察知した場合の対応訓練 (他の従事者への連絡方法、ポンプの非常停止手順等)
⑤地震等天災を想定したもの
⑥利用者への接遇コミュニケーショントレーニング

(4) プール使用期間中に新たに雇用した業務員に対して、就業前に同様の教育、訓練を行うようにする

12 事故発生の場合の措置

(1) 事故への対応にあたっては、迅速で的確な判断と連携が重要である。このことをふまえて、下記のように対応する。また、フローチャート図を用意し職員の目に留まるところに掲示すること。

- ①プール内で事故を発見した場合、第一発見者は笛などを連続的に大きく鳴らし他の監視員や主任

【指定管理仕様書資料⑫】

者を呼び、速やかに事故者を水から引き上げる。移動可能であれば救護室に事故者を移動させる。

②監視体制が不十分になるので利用者全員をプールからひきあげる。事故現場に1名残り、近寄らないよう監視を継続する。

③主任者は直ちに現場に急行し、監視員のうち一人は119番に連絡をし、その後体育館長（もしくは職員）に報告し、所定の連絡網により緊急連絡をする。また同時に監視員のうち一人はAEDを事故者のもとへ持って行く。

④利用者の中に医師や看護師など応急処置に携われる協力者を呼びかける。

⑤救助活動が円滑に進むように、監視員は現場の整理、誘導等を行う。また、被救助者の関係者を確認する。

(2) 応急処置

- ・救護室内で応急処置をする。（AED利用可）
- ・状況によって救急車を要請する。
- ・病院の診察を必要とする事故については、下記の病院に連絡する。

◇本荘市民プール：岐阜市民病院 岐阜市鹿島町7-1 TEL 251-1101

◇北部市民プール：岐阜大学医学部附属病院 岐阜市柳戸1-1 TEL 230-6000

(3) 緊急時対応の重要事項

緊急対応時の手順は(1)のとおりであるが、常に次のことを留意する。

①施設の異常が発見された場合

- ・危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる。
- ・遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する。
- ・プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない。
- ・排水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する。

②人身事故の場合

- ・傷病者を救助し、安全な場所を確保する。
- ・適切な応急措置を行う。（子供の場合と大人の場合）
- ・二次災害を防止するため、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う。
- ・必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する。

13 遊泳者に対する指導

- ・笛、メガホン、拡声器、放送を通して指導する。
- ・禁止事項、注意事項等の標示をもって指導する。

14 安全対策の備品

- ・注意事項の掲示板
- ・気温、水温、残留塩素等の測定器
- ・救命具、救急箱
- ・定位置監視台
- ・AED